

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票を可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：11 国名：ケニア 担当：産業開発・公共政策部
案件名：再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト（太陽光発電教育・研修）

1 今回契約予定のコンサルタント
太陽光発電教育・研修 2号

2 契約予定期間：全体 2013年6月中旬から2014年1月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次現地 第1次国内 第2次現地 第2次国内
太陽光発電教育・研修 5 30 5 30 5
第3次現地 整理期間 M/M
30 5 4.00
（現地：3.00M/M、国内：1.00M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月29日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- ア 業務方針の的確性 6
 - イ 業務方法の整合性、現実性等 12
 - ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2
- (2) 業務従事者の経験能力等
- ア 担当事項：太陽光発電教育・研修
 - (ア) 類似業務の経験 40
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8
 - (ウ) 語学力 16
 - (エ) その他 学位、資格等 16
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：ケニア/全途上国
類似業務：途上国における独立型太陽光発電に関する教育・研修業務

6 条件

補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ケニア国政府は、地方部の電化を促進するために地方電化マスタープラン（2009-2018年）を策定し、2020年までに地方電化率（2009年時点で10%未満）を40%まで引き上げることが目標としており、送配電線の延伸（グリッド電化）と独立型電源による未電化地域への電化（オフグリッド電化）を推進している。JICAは、2009年度にケニア国を対象に、「アフリカ地域未電化村における再生可能エネルギー活用促進プログラム準備調査」を実施し、未電化地域の再生可能エネルギーによる地方電化の課題の整理、再生可能エネルギー普及のための方策策定、協力の可能性の検討を行った。その結果、再生可能エネルギーによる地方電化のニーズが非常に高いことが判明し、地方電化にかかる適正技術の活用と維持管理にかかる人材育成の必要性が明らかになった。このような経緯から、ジョモケニヤット農工大学（JKUAT）をカウンターパート（C/P）機関として、「再生可能エネルギーによる地方電化のための人材育成プロジェクト」（以下、プロジェクト）の協力要請が提出され、2011年8月より2015年7月までの予定でプロジェクトを実施中である。現在、本プロジェクトには2名の長期専門家（現地滞在型）と複数名の短期専門家（シャトル型）が派遣されている。

本プロジェクトは、JKUATの再生可能エネルギーによる地方電化のための研究・開発、教育、研修能力が、関係者間（産学官）の連携とともに強化されることを目標としている。その目標達成のために期待されている成果としては、日本人研究者との共同研究を通じたJKUATの再生可能エネルギー分野の研究開発の改善（研究開発コンポーネント）、共同研究の成果を活用した教育活動（講義・授業及び/または学生研究）の改善（教育コンポーネント）、再生可能エネルギーによる地方電化のための研修実施能力の向上（研修コンポーネント）、及び産学官関係者間の連携強化（産学官連携コンポーネント）の4点があげられる。

2012年度には、主に の研修コンポーネントの成果達成に資することを目的として、「再生可能エネルギー研修計

画」専門家を派遣し、ケニア国における「再生可能エネルギー（地方電化を中心として）」分野の人材育成に関するニーズアセスメント、キャパシティアセスメント調査を実施した。その結果、最も研修ニーズが高い分野は太陽光発電であることが判明した。これを受け、JKUATは再生可能エネルギー協会（KERA）と共同で同分野の研修トレーナーを育成するためのパイロット研修（Trainings of Trainers:ToT）を2012年12月より開始しており、JICAもこれを支援するため「太陽光発電教育・研修」専門家を、2013年1月から2月まで派遣した。同専門家によるToT受講者（主に技術訓練校の教師）へのヒアリング、ToT講師を対象としたデモ講習の実施、ToT講師との研修カリキュラム及び教材にかかる検討等のToTフォローアップ業務の結果、JKUAT及びKERAが実施しているToTは、講義内容の追加、実習内容の充実化など、かなり改善の余地があることが判明した。

以上を踏まえ、本専門家は、JKUAT及びKERAが実施しているToTの改善支援、今後JKUAT及びToTの受講者が自ら太陽光発電技術の教育・研修を実施する際に役立つ教材及びカリキュラム開発支援を行うことを目的として派遣される。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、技術協力プロジェクトに係る手続き、仕組みを十分に把握した上で、太陽光発電技術分野のToT改善及び教材・カリキュラム開発にかかる助言・支援を行う。

[太陽光発電教育・研修]

(1) 国内準備期間（2013年6月中旬）

ア 本プロジェクトに関する既存報告書等を通じ、プロジェクト全体の進捗及び各コンポーネントの考え方等について把握する。

イ 2012年度に派遣された「太陽光発電教育・研修」専門家の業務完了報告書及びJKUATがまとめたToT報告資料をレビューし、ケニア国における太陽光発電の教育・研修に関わる機関を含め、本件業務の背景について詳細に把握する。

ウ 第1次現地派遣期間に実施するToT講師向けの太陽光発電基礎講習（1週間から10日程度）について、そのカリキュラム・教材の下準備を行う。

エ 業務計画書（和文・英文）を作成しJICA産業開発・公共政策部へ説明・提出する。

(2) 第1次現地派遣（2013年6月下旬～7月下旬）

ア 業務計画書について、JICAケニア事務所、プロジェクト及びC/Pに説明・提出する。

イ 直近に実施されたToTについてJKUAT講師より報告を受け、課題及び今後取り組むべきポイントについてC/Pと検討し共有する。

ウ ToTの講師を対象に太陽光発電基礎講習（1週間から10日程度）を実施し、教授法に関する指導を行う。

エ 上記「イ及びウ」を踏まえ、JKUAT及びKERAに対し、既に開発が進められているToTのカリキュラム、教材作成に関する助言を行う。

オ JKUATが実施する太陽光発電技術に係る研修の質向上に役立てるため、ケニア国内で民間人材（太陽光発電機器を販売する代理店や設置業者など）を対象に同分野の研修を実施している他の機関（ナイロビ大学等）と指導項目・指導方法等について、C/Pとともに技術的観点から意見交換を行う。

カ C/Pとともに、JKUATが民間人材を対象に太陽光発電研修を実施する際の研修カリキュラム及び教材開発の方向性について検討する。

キ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAケニア事務所及びC/P機関に提出、報告する。

(3) 第1次国内作業（2013年8月上旬）

ア 第1次現地業務の結果をJICA産業開発・公共政策部に報告する。

イ 上記「(2)イ～カ」を踏まえ、JKUATが将来実施を検討している民間人材向け研修カリキュラム及び教材の開発に関し、提案をまとめる。

ウ 次回現地派遣に係る業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

(4) 第2次現地派遣（2013年9月中旬～10月中旬）

ア 今次業務計画書について、JICAケニア事務所、プロジェクト及びC/Pに説明・提出する。

イ 直近に実施されたToTについてJKUAT講師より報告を受け、改善された点及び引き続き課題となっている点についてC/Pと検討し共有する。

ウ 上記「(3)イ」に基づき、C/Pとともに民間人材向けの太陽光発電研修に関するカリキュラム及び教材の開発作業を行う。特に教材（特にテキスト）については、2013年12月末までを目途に作業スケジュールを作成し、C/Pとともに同スケジュールに沿った執筆分担を行う。

エ JKUATが行ってきたToTのフォローアップとして、C/Pとともにケニア国内で太陽光発電を授業科目として取り入れている技術訓練校を2か所程度訪問し、同科目を生徒に指導する教師に対し、指導上の課題等に関するインタビューを行い、以降のToTに必要な応じ反映させる。

オ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAケニア事務所及びC/P機関に提出、報告する。

(5) 第2次国内作業（2013年10月下旬）

ア 第2次現地業務の結果をJICA産業開発・公共政策部に報告する。

イ 上記「(4)ウ」を踏まえ、教材の一部（研修テキストの一部）についてドラフトを作成する。

ウ 次回現地派遣に係る業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

(6) 第3次現地派遣（2013年11月下旬～12月下旬）

ア 今次業務計画書について、JICAケニア事務所、プロジェクト及びC/Pに説明・提出する。

イ C/Pが開催するToT（10日間程度）に同席し、適宜講師への助言・支援を行う。

ウ 上記「(4)ウ」及び「(5)イ」を踏まえ、C/Pとともにドラフト原稿を合冊した研修テキスト案についてレビューし、要修正箇所の確認を行う。

エ JKUATが実施を検討している系統連系型太陽光発電に関する教育及び研修について、これまでの本プロジェクトにおける業務経験も踏まえ、必要な助言を行う。

オ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA及びC/P機関に提出、報告する。

(7) 帰国後整理期間（2014年1月中旬）

ア 上記「(6)ウ」に基づきC/Pが修正した箇所につき、電子メール等を通じて確認・助言を行い、研修テキスト案最終化の支援をする。

イ 本業務の結果を踏まえ、次年度以降の太陽光発電分野に関する活動に対する提案・助言を含む専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出する。

9 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書（全体及び第2次、第3次派遣時）

英文4部（JICA産業開発・公共政策部、JICAケニア事務所、C/P機関、プロジェクト）

和文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAケニア事務所、プロジェクト）

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

英文4部（JICA産業開発・公共政策部、JICAケニア事務所、C/P機関、プロジェクト）

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAケニア事務所、プロジェクト）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。また、業務従事月報を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

(2) プロポーザル提案事項

業務実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。なお、渡航回数は3回を上限、準備期間、国内作業期間、整理期間はそれぞれ5日を上限、合計4.0M/Mを上限、とすること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部資源・エネルギー第二課（：03-5226-6922）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

ア 本コンサルタントは、独立型太陽光発電技術に関する研修カリキュラム及び教材作成の経験があることが望ましい。

イ 本コンサルタントは、複数の途上国において、太陽光発電技術研修の講師経験（実習含む）があることが望ましい。

ウ 本コンサルタントが現地活動として行う太陽光発電技術基礎講習（JKUAT及びKAREAのToT講師対象）においては、現地で独立型電源（SHS）の設置事例またはデモ機器を活用できる予定であるが、講習の際にコンサルタントが使用する測定関連機器については、必要に応じコンサルタントが準備すること。同機器の損料及び輸送料（保険等含む）については必要に応じ見積計上を可とするが、輸送に必要な手続きについてはコンサルタントが責任を負うこと。

エ 本プロジェクトに派遣される他の専門家（特に長期専門家（総括、業務調整）、「再生可能エネルギー研修計画」短期専門家、及び研究開発コンポーネントで太陽光発電分野の研究に携わる専門家）とも情報交換・共有を進め、円滑なプロジェクト活動の実施に務めること。

オ JICAはエネルギー省及び地方電化庁をC/P機関として「ケニア国再生可能エネルギー地方電化モデル構築プロジェクト」（2012年3月～2015年3月予定）を実施中である。同プロジェクトと本プロジェクトは補完関係にあることから、JICA及び現地専門家より適宜情報を収集し、本プロジェクト業務に活かすこと。特に、上記モデル構築プロジェクトの中では、その普及モデルの検討にあたって、太陽光を用いた地方電化事業に従事する民間会社の技術者や電化施設メンテナンスや運営を担う地元人材の育成のあり方も重要な検討事項となってくるため、その点を念頭に、同プロジェクト専門家とも情報交換・共有を行い、「再生可能エネルギー研修計画」専門家とともに、連携の可能性を探ること。なお、同プロジェクトには、「風力発電」、「地方電化/小水力発電」、「太陽光発電」、「バイオマス発電」、「コミュニティ開発」等の技術分野専門家が派遣されている。